

子ども・子育て会議の運営について

1. 益城町子ども・子育て会議の設置の趣旨

平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が区市町村に義務付けられました。

この「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育て当事者の意見を聴くことが求められており、地方版子ども・子育て会議に相当する組織として、益城町■■■審議会に益城町子ども・子育て会議を設置します。

委員は児童福祉及び幼児教育の分野における学識経験者、保育施設や幼児教育施設等の事業者及び利用者、子ども・子育て支援サービスの事業団体等の子育て当事者等で構成します。

2. 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画には、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、同提供体制の確保の内容と実施時期などを記載することとなっています。

詳細は資料5の通りです。

3. 益城町子ども・子育て会議の役割

- ・ニーズ調査の集計結果等を用いて算出する、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みに関して、意見を述べること。
- ・幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容と実施時期に関して意見を述べること。

4. 益城町子ども・子育て会議の傍聴について

資料 3-1 益城町■■■審議会運営要領第■条の通りです。